

## 令和4年度滋賀県地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和4年度地域少子化対策重点推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、令和4年3月23日付け府子本第240号内閣総理大臣通知の別紙「令和4年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」、令和4年3月23日付け府子本第241号内閣総理大臣通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進交付金（令和3年度補正予算）交付要綱」および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組および結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象および補助率)

第3条 知事は、市町が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 重点課題事業および優良事例の横展開支援事業

令和4年3月23日付け府子本第240号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和4年度地域少子化対策重点推進事業実施要領」および令和4年3月23日付け府子本第241号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進事業（令和3年度補正予算）実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記1および別記2により市町が行う事業（以下「別記1および別記2の市町事業」という。）

(2) 結婚新生活支援事業

令和4年3月23日付け府子本第241号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進事業（令和3年度補正予算）実施要領」の別記3により市町が行う事業（以下「別記3の市町事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費および補助率は別添表1および表2のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、別添表 1 および別添表 2 ごとに次により算出した額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を合算したものとする。

(1) 第 1 項の(1)に掲げる別記 1 および別記 2 の市町事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表 1 および 2 の「重点課題事業および優良事例の横展開支援事業」の第 1 欄に定める市町事業区分で、市町ごとに、実施要領別記 1 に該当するものおよび実施要領別記 2 に該当するものの別に第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄の補助率を乗じて得た額を合計した額と、第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

(2) 第 1 項の(2)に掲げる別記 3 の市町事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

市町ごとに別添表 2 の「結婚新生活支援事業」第 1 欄に定める基準額に支給見込世帯数（第 13 条の交付金の額の確定においては、支給実績世帯数）を乗じた額と、第 2 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 3 欄の補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(申請手続)

第 4 条 市町の長は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式第 1 による交付申請書を、別途定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第 5 条 知事は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第 2 による交付金交付決定通知書を市町の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 市町の長は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があること

により、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に別紙様式第 3 による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第 7 条 市町の長は、補助事業のうち、別記 1 および別記 2 の市町事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届けなければならない。

2 市町の長は補助事業のうち、別記 1 および別記 2 の市町事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第 8 条 市町の長は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第 4 による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することがある。

(補助事業の中止または廃止)

第 9 条 市町の長は、補助事業を中止または廃止する場合は、別紙様式第 5 による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受け、中止または廃止を承認した場合には、その旨を市町の長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第 10 条 市町の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第 6 による事業遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 市町の長は、補助事業の遂行および支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第 7 による事業状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 市町の長は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した

日（第9条により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）または翌年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第8による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式第9による額の確定通知により市町の長に通知する。

- 2 知事は、市町の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第14条 市町の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なであると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 市町の長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第11による概算払請求書を知事に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（交付決定の取消等）

第16条 知事は、第9条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 市町の長が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
  - (2) 市町の長が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町の長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還および前項の加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

#### (標準事務処理期間)

第 17 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第 5 条の規定による補助金等の交付の決定は第 4 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第 13 条の規定による額の確定は、第 12 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

#### (財産の管理等)

第 18 条 市町の長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第 19 条 取得財産等のうち適正化令第 13 条第 4 号の規定により、知事が定める機械および重要な器具は、取得価格または効用の増加価格が 50 万円以上の機械および重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的および原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、知事

が定める期間とする。

- 3 市町の長は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第 12 による財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (交付金の経理)

- 第 20 条 市町の長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### (交付金調書)

- 第 21 条 市町の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする別紙様式第 13 による調書を作成しておかなければならない。

#### (電子情報処理組織による申請等)

- 第 22 条 市町の長は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく申請の取下げ、第 8 条の規定に基づく計画変更の申請、第 9 条の規定に基づく補助事業の中止または廃止の申請、第 10 条の規定に基づく事業遅延の届出、第 11 条の規定に基づく事業状況報告、第 12 条の規定に基づく実績報告、第 14 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 15 条の規定に基づく支払請求、第 19 条の規定に基づく財産の処分の承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の交付金について適用する。

(別添表1)

補助対象経費の区分および補助率

○ 令和4年3月23日付け府子本第240号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和4年度地域少子化対策重点推進事業実施要領」記載  
重点課題事業および優良事例の横展開支援事業

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
中核市 1市につき、20,000千円  上記以外の市町 1市町につき、10,000千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3(注1) 1/2(注2)

(注1) 内閣府の定める実施要領別記1に該当するもの。

(注2) 内閣府の定める実施要領別記2に該当するもの。

(別添表2)

補助対象経費の区分および補助率

- 令和4年3月23日付け府子本第241号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進事業(令和3年度補正予算)実施要領」記載重点課題事業および優良事例の横展開支援事業

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
中核市 1市につき、20,000千円  上記以外の市町 1市町につき、10,000千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3(注1) 1/2(注2)

(注1) 内閣府の定める実施要領別記1に該当するもの。

(注2) 内閣府の定める実施要領別記2に該当するもの。

- 令和4年3月23日付け府子本第241号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進事業(令和3年度補正予算)実施要領」記載結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1世帯当たりの交付額(分割して交付をする場合は、事業期間内の交付額の合算) (1)夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 400千円 (2)上記(1)以外の世帯 200千円 (3)令和3年度に結婚新生活支援事業(令和3年度地域少子化対策重点推進交付金の交付を受けて実施したものに限る。)による補助を受給した世帯であって、その受給額が、当該補助を給付した自治体が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達しなかった世帯に対する補助額	新規に婚姻した世帯(夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満の世帯に限る。)に対して市町の支給する経費であって、下記に係るもの 1 婚姻に伴う新規の住宅取得費用、住宅のリフォーム費用および住宅賃借費用に係る支援 2 婚姻に伴う引越費用に係る支援(引越業者または運送業者への支払いに係る実費に限る。)	2/3